

第6号議案(2)-資料2 新STマークの切替ステップ (乳幼児用玩具)

ST2025 申請開始日
4月1日

届出受付開始日
9月25日

施行日
12月25日

<p>製品Ⅰ (4月1日以降 9月24日までに ST2025 取得)</p>	<p>ST2025 取得 マークは「A」(推奨) or 「B」</p>   <p>国内製造 輸入</p>	<p>マーク「A」(推奨) or 「B」</p>   <p>国内製造 輸入</p> <p>マークは「B」から「A」に切り替えることも可</p>	<p>「在庫品」はマーク「A」 or 「B」のまま販売可</p>   <p>国内製造 輸入 (施行日以降の製造・輸入)</p> <p>マーク「A」 or 「B」に「子供PSCマーク」を加えて販売可</p> 
<p>製品Ⅱ (9月25日以降に ST2025 取得)</p>	<p>「届出受付開始日」以降、届出を完了し「国内製造・輸入」した製品は、マーク「A」 or 「B」から「C」に切替えることが可</p>	<p>国内製造 輸入 事業届出必要</p> <p>マーク「C」</p>  	<p>(左上の子供PSCマークは「図柄の参考」であって、STマークの一部をなすものではない。以下同じ)</p>
<p>製品Ⅲ (12月25日以降に ST2025 取得)</p>	<p>ST2025 取得</p>	<p>マーク「C」(推奨)</p> <p>国内製造 輸入 事業届出必要</p>  	<p>「マークA+子供PSCマーク」も可 「マークB+子供PSCマーク」も可</p> <p>ST2025 取得</p> <p>マーク「C」(推奨)</p> <p>「マークA+子供PSCマーク」も可 「マークB+子供PSCマーク」も可</p>   <p>国内製造 輸入 事業届出必要</p>
<p>製品Ⅳ (ST2016 取得)</p>	<p>ST2016 取得</p> <p>マーク「B」</p>  <p>国内製造 輸入</p>	<p>輸入者倉庫・メーカー倉庫・卸倉庫 小売倉庫・小売店頭</p>	<p>国内製造 輸入 (施行日以降は不可)</p> <p>「在庫品」はマーク「B」のまま販売可 (子供PSCマーク不要、消安法基準は不適用)</p>

(注1) 「乳幼児用玩具以外の玩具」におけるマークの使用は、基本、同じルールとするが、マーク「C」の使用は認めない。
(注2) 子供PSCマークの表示について経産省のルールを確認すること。